

令和4年度宮崎県育英資金在学採用募集要項〔大学・短期大学・専修学校（専門課程）用〕

1 宮崎県育英資金とは

向学心に富み、優れた素質を有する学生又は生徒であって、経済的理由により修学が困難なものに対し、育英資金を貸与することにより、将来有能な人材を育成することを目的とする制度です。

育英資金は、生徒本人が借りるものであり、卒業等により貸与が終了した後は、生徒本人が返すことになります。返還金は、後輩の育英資金に使われます。

宮崎県の大学・短期大学・専修学校（専門課程）向け育英資金は、国（日本学生支援機構）の奨学金制度を補うために実施しています。

国の奨学金制度は、令和2年度から高等教育無償化の実施により、給付型奨学金・授業料減免等の修学支援が拡充されています。

宮崎県育英資金の申請を検討されている方は、必ず日本学生支援機構の奨学金を検討した上で、お申し込みください。

2 育英資金の種類、申請要件

育英資金の申請には、次の(1)、(2)に掲げる要件を満たす必要があります。

(1) 主たる生計維持者の要件

育英資金の貸与を申し込む者（以下「本人」という。）の生計を主として維持する者が県内に居住していること。

(2) 本人の要件（一般育英資金共通）

① 次のア、イに掲げる学校のいずれかに在学していること。

ア 大学（短期大学を含む。通信課程及び大学院を含まない。）

イ 専修学校（専門課程に限る）

② 向学心に富み、優れた素質を有する学生であって、経済的理由により修学が困難であり、在学する学校の長が推薦すること。

※ 家計基準や成績基準が定められています（3ページに記載）。

※ 育英資金は、「独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種）」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金」とは重複して貸与を受けることができません（併願は可能）。

ただし、「母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金」については例外がありますので、室に御相談ください。また、市町村や各種団体が実施している奨学金等において、宮崎県育英資金との重複貸与を禁じている場合があります（併願の際は実施先への確認が必要）。

※ 過去に、大学・短期大学・専修学校（専門課程）で育英資金や育英資金と重複貸与を受けられない奨学金の貸与を受けた方は、申請できません。

3 募集時期 3月上旬～4月下旬

※ 学校によって異なりますので、詳細は、在学する学校にお問合せください。

4 貸与期間 令和4年4月から卒業するまでの期間（同一学年再履修期間を除く）

5 貸与月額 育英資金の種類、学校種別、通学の方法に応じて、次表から選択できます。

※ () 内は4年間（私立短期大学、私立専修大学（専門課程）は2年間）の貸与総額。

国公立大学・短大 国公立専修学校（専門課程）		私立大学		私立短期大学 私立専修学校（専門課程）	
自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
44,000円 (2,112,000円)	50,000円 (2,400,000円)	53,000円 (2,544,000円)	63,000円 (3,024,000円)	52,000円 (1,248,000円)	59,000円 (1,416,000円)
33,000円 (1,584,000円)	38,000円 (1,824,000円)	40,000円 (1,920,000円)	48,000円 (2,304,000円)	39,000円 (936,000円)	45,000円 (1,080,000円)
22,000円 (1,056,000円)	25,000円 (1,200,000円)	27,000円 (1,296,000円)	32,000円 (1,536,000円)	26,000円 (624,000円)	30,000円 (720,000円)

6 申請方法 次の書類を在学する学校が定める期限までに学校に提出してください。

- ① 育英資金貸与申請書
- ② 育英資金貸与申請願（本人記入用）
- ③ 本人及び本人と生計を一つにする者全員の住民票（本籍・筆頭者の記載があるもの）
- ④ 本人及び本人と生計を一つにする者の収入に関する証明書

※ 原則、市町村が発行する直近の所得証明書（原本）。

なお、新型コロナウイルス感染症による経済的影響を受けた場合は、直近の源泉徴収票や確定申告書のコピーを添付してください。

- ⑤ 家族に考慮すべき事情がある場合の証明書 ※ 該当者のみ

①～⑤全てについて、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを提出ください。

【留意事項】

○ 様式について

①、②の様式については、13ページ以降に掲載していますので、その様式を使用してください。

○ 本人と生計を一つにする（以下「同一生計」という。）者について

原則として、住民票に記載のある方が同一生計となりますが、別居の方であっても単身赴任や進学、入院等の理由により一時的に別居している親や兄弟などは同一生計として育英資金貸与申請書への記入が必要です。ただし、同じ住所に住んでいても、本人の祖父母や既に就労している兄弟などで本人の親が扶養していない方は、別生計として、育英資金貸与申請書への記入は不要です。

○ 住民票について

- ・ 本籍及び筆頭者の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを添付してください（コピー不可）。
- ・ 育英資金貸与申請書に氏名の記載がある者全てについて記載してあるものが必要です。

○ 収入に関する証明書について

- ・ 令和4年4月に市町村役場窓口で取得できる最新の所得証明書は、令和2年（令和2年1月～令和2年12月中）の内容です。
令和3年度の新型コロナウイルス感染症による経済的影響等を受け、家計の状況が令和2年と大きく異なる場合は、所得証明書に替えて、最新の収入がわかる証明書（令和4年1月交付の源泉徴収票のコピーや令和4年2月以降に確定申告をした確定申告書（第一表と第二表（控））のコピーを添付してください（これらの添付がない場合は、提出書類で審査します）。
- ・ 無職無収入、年金収入の場合を含め、育英資金貸与申請書に氏名の記載がある家族全員の収入に関する証明書が必要です（申請日時点で就学中の者、未就学児及び令和4年3月に高等学校を卒業した者を除く）。
※ 無職無収入の方は0円の所得証明書を添付してください。

○ 家族に考慮すべき事情がある場合の証明書について

最近の転職や減収などの家計の事情や、同一生計の家族の中に障がいのある方がいる場合など、家計の審査上考慮される事情があります。

事情がある場合は、育英資金貸与申請書の「その他の事情」欄にその事情を記入し、①～④と併せて、以下の該当する証明書等を提出してください。

なお、これらの添付がない場合は、提出書類で審査します。

家族に考慮すべき事情がある場合の証明書

- ・ 最近の減収・転職…直近3か月分の給与明細書のコピー等
- ・ “ 退職…雇用保険受給資格者証のコピーなど退職日が分かる書類
- ・ 家族に障がいのある人がいる …身体障害者手帳・療育手帳（写し）等のコピー
- ・ 家族に長期療養を要する人がいる…医師の診断証明書、領収書（写し）等のコピー
- ・ 災害等の被害を受けた …り災証明書のコピー
- ・ 主たる生計維持者が単身赴任中 …住居費、光熱水費の領収書等のコピー

※ 生活保護費受給中の方は、福祉事務所等に相談後、申請をしてください。

育英資金の申請が生活保護費の受給に影響する場合があります。

7 選考方法、貸与決定時期

(1) 選考方法

在学する学校が宮崎県教育委員会に推薦した者について、宮崎県教育委員会が家計基準などの要件を審査等の上、貸与の可否を決定します。

(2) 家計及び学力の基準

① 家計基準

本人及び本人と生計を一にする者全員の年間の収入から、特別控除額（家族の事情等により異なる）を差し引いた金額（認定所得金額）が、収入基準額以下であること。

【収入基準額の目安（本人が国公立大学自宅生の場合）】

給与収入の家計維持者1名、無職無収入者1名、高校生1名、本人の4人家族…約742万円

※ 上記はあくまで目安であり、家族構成や同一生計内の就学者の数で異なります。

また、令和3年度の収入基準額であり、今後変更となる場合があります。

② 成績基準

・ 第1学年に在学する者

高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）の学習成績評定を全履修科目について平均した値が 3.0以上（小数点第2位で四捨五入）であること。

※ 高等学校等の成績評定が出ない者については、選抜入学者及び推薦入学者の選考順位が上位1／3以上の者を成績評定3.0とする。

・ 第2学年以上に在学する者

申請時に在学する学校における前学年の学習成績評定を、全履修科目について平均した値（5段階平均によらない評定については、5段階に換算した評定の平均値）が 3.0以上（小数点第2位で四捨五入）であること。

なお、予算の範囲内で貸与を行いますので、申請者が多い場合は、上記の基準を満たしていても採用されないことがあります。

(3) 貸与決定の時期 令和4年6月中下旬頃（予定）

貸与決定通知書を受領した後、借用証書など、必要書類の提出が必要です。

8 貸与決定後の手続（令和4年7、8月頃）

貸与決定後、借用証書等、必要書類を提出する必要があります。

借用証書には、次に掲げる連帯保証人2名の署名・実印押印、証明書類の提出が必要です。

提出された借用証書と添付書類により、宮崎県教育委員会で連帯保証人の要件等を審査します。

(1) 連帯保証人2名について

① 第一連帯保証人…父又は母（父又は母がいない場合はそれに代わる方）

原則貸与申請書の親権者①に署名した方です。借用証書に住民票、印鑑登録証明書の添付が必要です。

② 第二連帯保証人…第一連帯保証人と生計を別にし所得を有する方で保証債務を負うことができる方

できるだけ65歳未満、年収150万円以上の方としてください。

借用証書に住民票、印鑑登録証明書、所得証明書等の添付が必要です（年収150万円未満の場合に、連帯保証人の通帳写し等の追加書類を依頼することがあります）。

(2) 連帯保証人になることができない方

以下の人は、第一・第二連帯保証人のいずれにもなることができません。

① 破産、個人再生若しくは任意整理等の債務整理中である方、又は、過去に債務整理をした方

② 連帯保証人としての責任と保証債務を理解していない方

③ 既に滞納となっている他の宮崎県育英資金の貸与生本人又は連帯保証人

※③に該当する場合には直ちに滞納分を一括で返還していただく必要があります。

○ 以下の人は、第二連帯保証人になることができません。

① 無収入、無貯蓄である方

② 生活保護受給中の方

○ その他留意点

連帯保証人となった方の請求に基づき、育英資金の返還の債務及びその債務に関する延滞利息その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち返還期日が到来しているものの額に関する情報を、請求をした連帯保証人に対して提供する場合があります。

連帯保証人は、保証人と次の点で異なりますので御注意ください。

- a 返還期間中、県からの請求に対し、連帯保証人は「先に主債務者に請求してほしい」と言うことができないこと。
 - b 返還期間中、県からの請求に対し、連帯保証人は「主債務者はお金を持っていて、返済能力もあるのだから、主債務者に返してもらうか、主債務者の財産を差し押さえてほしい」と言うことができないこと。
 - c 借用額の全額について、主債務者と同じ返済の義務を負うこと。
- ※便宜上「第一連帯保証人」、「第二連帯保証人」と呼ぶことがありますが、連帯保証人としての法的責任に違いはありません。

9 送金時期・貸与期間中の手続

初年度に限り、第1回目は、8月下旬（4月～9月分）の送金予定です。その後は、10月、1月に送金します。翌年度からは、4月、7月、10月、1月の年4回に分けて送金します。

送金先の口座は、「貸与決定後の手続」の際に指定していただきます。

本人名義の口座で、金融機関は、次の金融機関に限ります。

- | |
|---|
| ①宮崎銀行 ②みずほ銀行 ③宮崎太陽銀行 ④鹿児島銀行
⑤西日本シティ銀行 ⑥九州労働金庫
⑦宮崎県信用農業協同組合連合会（県内各JAを含む）（※） ⑧県内各信用金庫
⑨ゆうちょ銀行（※）印は、県内の店舗のみ |
|---|

この送金先の口座は、貸与終了年度に、返還金振替口座として再度登録していただきます。

借用証書等の書類が、期日までに提出されない場合や、提出されても内容に不備がある場合は、送金が遅れることがあります。

なお、貸与中、退学等があった場合、貸与は停止されます。

10 届出の義務及び個人情報の保護について

宮崎県育英資金の利用に当たっては、申請者（貸与決定後は貸与生（借受人））及び連帯保証人2名について、氏名、住所、連絡先等届出をした後に変更があった場合は、変更後の内容を県教育委員会に届ける義務があります。

届出は、貸与期間、返還期間中に問わず、借り受けた育英資金の返還が全て終了するまで必要となります。

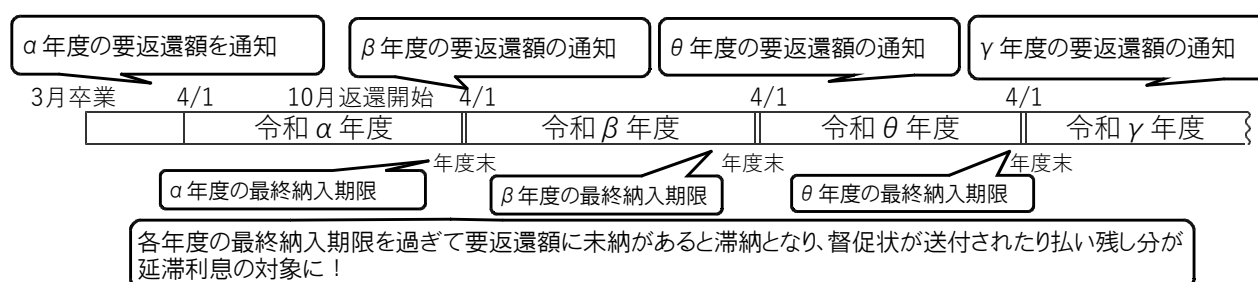
なお、宮崎県育英資金の募集及び貸与、返還業務のために収集した個人情報については、育英資金に係る事務のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

11 【重要】返還について

(1) 返還額、返還方法、返還期間、利息

- 卒業等により貸与が終了した後、6 か月経過後から返還が始まります。
返還方法は、本人名義口座からの口座引落しです。
引落日は、月賦（引落日は毎月25日。ただし25日が金融機関休業日である場合は翌開業日。以下同じ）、半年賦（引落日は原則毎年7月及び12月の25日）年賦（引落日は原則毎年12月25日）のいずれかを選択していただきます。
- 育英資金の返還金は、毎年度、4月に本人に通知する返還額（以下「要返還額」という。）を、その年度の年度末（以下「最終納入期限」という。）までに納入していただきます。
※ 選択した返還の方法（月賦、半年賦、年賦）で返還がない場合、確認のため育英資金室から本人及び連帯保証人に連絡する場合があります。
要返還額は、原則貸与総額を返還期間で均等割した額（ただし、端数調整が入る場合があります。6 ページ参照）、返還期間は貸与期間の4 倍の期間以内（20 年を限度）です（貸与期間4 年間の時16 年間）。
- 要返還額を該当年度の最終納入期限内に返還した場合、利息はかかりません。
ただし、最終納入期限を過ぎて要返還額に払い残し（以下「未納」という。）があると、滞納（下記(3)参照）となり、未納額は延滞利息（年利5 %）の対象となりますので、御注意ください。
なお、返還猶予制度（下記 (2)参照）を利用した場合、返還猶予期間中の未納額に対して利息はかかりません（返還猶予期間の要返還額は、翌年度以降に繰り延べとなります）。
- 返還期間中の諸手続については、原則本人及び連帯保証人と育英資金室が直接連絡をすることとなります（文書送付、電話連絡等（SMS（ショートメッセージサービス））を利用する場合もあります）。

【要返還額と納入期限】



(2) 返還の猶予

貸与の終了後、進学や疾病などの理由により、育英資金の返還が困難であると認められる場合には、返還の猶予（返還の先延ばし）をすることができます。

ただし、返還猶予できる期間は最大1 年度（事情が続く場合は再度申請が必要）であり、過去の年度の要返還額については、返還猶予申請することができません。

※ 卒業後、進学した場合でも、返還が始まります。卒業後の進学を予定している方は、返還猶予制度の利用を含め、在学中の返還計画をよく御検討ください。

(3) 滞納した場合

- ① 本人及び連帯保証人へ文書、電話、訪問等で返還を請求します。
- ② 育英資金は、毎年度の要返還額を該当年度の年度末までに返還している場合は無利息ですが、最終納入期限を過ぎて未納があった場合は、未納分が納入されるまでの期間に応じ、年利5 %で計算された延滞利息を別途納入する必要があります。
- ③ 滞納が続いた場合には、本人、連帯保証人とも裁判所へ手続し、延滞した返還金の回収（財産の差押え）を行っています。納入期限は必ず守ってください。

返還猶予の手続など、詳細については、貸与の終了年度に詳細をお知らせします。

※ 参考 申請から返還終了までの流れと返還例(貸与期間4年間の例。年齢はあくまで参考としてください。)

初回は R4.4～10 の6ヶ月分、 以降10月と 1月に3か 月分を送金 します (次年度以 降は4,7, 10,1月に3 か月分ずつ 送金)	年月 (年齢)	内容	返還方法月賦の場合の返還例		
			例1 貸与期間4年間 返還期間16年間の場合	例2 貸与期間4年間 返還期間16年間の場合	例3 貸与期間4年間 返還期間16年間の場合
	R4.4(18)	申請			
	R4.6	貸与決定			
	R4.7	借用証書等提出	貸与月額 50,000円	貸与月額 63,000円	貸与月額 53,000円
	R4.8	貸与開始	貸与総額 2,400,000円	貸与総額 3,024,000円	貸与総額 2,544,000円
	R8.3(22)	貸与終了			
	R8.4	返還開始年度4月 令和7年度要返還額及び納入 期限を4月に通知します	返還開始年度 要返還額 75,000円	返還開始年度 要返還額 94,000円	返還開始年度 要返還額 79,000円
	R8.10	返還開始 最終納入期限を過ぎて要返還額に未納 があると、納入があるまでの日数×5%の 延滞利息の対象となります	10月 12,500円 11月 12,500円 12月 12,500円 1月 12,500円 2月 12,500円 3月 12,500円	10月 15,600円 11月 15,600円 12月 15,600円 1月 15,600円 2月 15,600円 3月 16,000円	10月 13,100円 11月 13,100円 12月 13,100円 1月 13,100円 2月 13,100円 3月 13,500円
	R9.3(23)	R7年度の最終納入 期限			
	R9.4(23)	返還2年度目4月 毎年その年度の要返還額及び 納入期限を4月に通知します	R8～最終年度の前年度 要返還額 150,000円	R8～最終年度の前年度 要返還額 189,000円	R8～最終年度の前年度 要返還額 159,000円
	R10.3(24) 以降 同じ	R3年度の最終納入 期限	毎月12,500円	4月 15,700円 ⋮ 2月 15,700円 3月 16,300円 ※4～2月はいずれも 15,700円	4月 13,200円 ⋮ 2月 13,200円 3月 13,800円 ※4～2月はいずれも 13,200円
	R24.4 (30)	最終年度4月 最終年度の要返還額及び納 入期限を4月に通知します	最終年度 要返還額 75,000円	最終年度 要返還額 95,000円	最終年度 要返還額 80,000円
	R24.9	返還終了	4月 12,500円 5月 12,500円 6月 12,500円 7月 12,500円 8月 12,500円 9月 12,500円	4月 15,800円 5月 15,800円 6月 15,800円 7月 15,800円 8月 15,800円 9月 16,000円	4月 13,300円 5月 13,300円 6月 13,300円 7月 13,300円 8月 13,300円 9月 13,500円

※ 返還額は、原則均等割となりますが、次の場合に返還額の調整が入ることがあります。

- ① 返還1年度当たりの要返還額に1,000円未満の端数が生じる場合の返還開始年度及び最終年度の要返還額
例：貸与総額3,026,000円又は2,544,000円の場合に総額を返還開始年度及び最終年度6か月その他の年度12か月分で均等割すると1,000円未満の端数が生じるため、返還開始年度と最終年度の要返還額で端数調整される。
- ② 返還方法月賦又は半年賦の場合に振替1回当たりの返還額に100円未満の端数が生じる場合の1回あたり返還額
例：貸与総額3,026,000円又は2,544,000円の場合に、返還開始年度及び最終年度の要返還額を6か月、その他の年度の要返還額を12か月で均等すると100円未満の端数が生じるため、該当年度の最終返還月で端数調整される。

貸与月額と返還例

国公立の大学・短期大学・専修学校専門課程

貸与 年数 (年)	通学	貸 与			返 還						
		貸与 月額(円)	貸与 月数(月)	貸与 総額(円)	返還年数 (年)	年賦		半年賦		月賦	
						年間の 返還回数 (回)	返還年額 (円)	年間の 返還回数 (回)	1回あたりの 返還額 (円)	年間の 返還回数 (回)	返還月額 (円)※2
2	自宅	44,000	24	1,056,000	8	1	132,000	2	66,000	12	11,000
		33,000	24	792,000	8	1	99,000	2	49,500	12	8,250
		22,000	24	528,000	8	1	66,000	2	33,000	12	5,500
	自宅外	50,000	24	1,200,000	8	1	150,000	2	75,000	12	12,500
		38,000	24	912,000	8	1	114,000	2	57,000	12	9,500
		25,000	24	600,000	8	1	75,000	2	37,500	12	6,250
3	自宅	44,000	36	1,584,000	12	1	132,000	2	66,000	12	11,000
		33,000	36	1,188,000	12	1	99,000	2	49,500	12	8,250
		22,000	36	792,000	12	1	66,000	2	33,000	12	5,500
	自宅外	50,000	36	1,800,000	12	1	150,000	2	75,000	12	12,500
		38,000	36	1,368,000	12	1	114,000	2	57,000	12	9,500
		25,000	36	900,000	12	1	75,000	2	37,500	12	6,250
4	自宅	44,000	48	2,112,000	16	1	132,000	2	66,000	12	11,000
		33,000	48	1,584,000	16	1	99,000	2	49,500	12	8,250
		22,000	48	1,056,000	16	1	66,000	2	33,000	12	5,500
	自宅外	50,000	48	2,400,000	16	1	150,000	2	75,000	12	12,500
		38,000	48	1,824,000	16	1	114,000	2	57,000	12	9,500
		25,000	48	1,200,000	16	1	75,000	2	37,500	12	6,250
5	自宅	44,000	60	2,640,000	20	1	132,000	2	66,000	12	11,000
		33,000	60	1,980,000	20	1	99,000	2	49,500	12	8,250
		22,000	60	1,320,000	20	1	66,000	2	33,000	12	5,500
	自宅外	50,000	60	3,000,000	20	1	150,000	2	75,000	12	12,500
		38,000	60	2,280,000	20	1	114,000	2	57,000	12	9,500
		25,000	60	1,500,000	20	1	75,000	2	37,500	12	6,250
6	自宅	44,000	72	3,168,000	20	1	158,400	2	79,200	12	13,200
		33,000	72	2,376,000	20	1	118,800	2	59,400	12	9,900
		22,000	72	1,584,000	20	1	79,200	2	39,600	12	6,600
	自宅外	50,000	72	3,600,000	20	1	180,000	2	90,000	12	15,000
		38,000	72	2,736,000	20	1	136,800	2	68,400	12	11,400
		25,000	72	1,800,000	20	1	90,000	2	45,000	12	7,500

※1 貸与年数は、在学する学校の修業年限の範囲内です。

※2 返還年数は、貸与期間の4倍(その期間が20年を超える場合は、20年)の期間内で(借用証書作成時に)選択できます。

※3 返還月額欄の、100円未満の額については、切り捨てて最終月で調整します。

貸与月額と返還例

私立大学

貸与年数 (年)	通学	貸 与			返 還						
		貸与 月額(円)	貸与 月数(月)	貸与 総額(円)	返還年数 (年)	年賦		半年賦		月賦	
						年間の 返還回数 (回)	返還年額 (円)	年間の 返還回数 (回)	1回あたりの 返還額 (円)	年間の 返還回数 (回)	返還月額 (円)※2
4	自宅	53,000	48	2,544,000	16	1	159,000	2	79,500	12	13,250
		40,000	48	1,920,000	16	1	120,000	2	60,000	12	10,000
		27,000	48	1,296,000	16	1	81,000	2	40,500	12	6,750
	自宅外	63,000	48	3,024,000	16	1	189,000	2	94,500	12	15,750
		48,000	48	2,304,000	16	1	144,000	2	72,000	12	12,000
		32,000	48	1,536,000	16	1	96,000	2	48,000	12	8,000
5	自宅	53,000	60	3,180,000	20	1	159,000	2	79,500	12	13,250
		40,000	60	2,400,000	20	1	120,000	2	60,000	12	10,000
		27,000	60	1,620,000	20	1	81,000	2	40,500	12	6,750
	自宅外	63,000	60	3,780,000	20	1	189,000	2	94,500	12	15,750
		48,000	60	2,880,000	20	1	144,000	2	72,000	12	12,000
		32,000	60	1,920,000	20	1	96,000	2	48,000	12	8,000
6	自宅	53,000	72	3,816,000	20	1	190,800	2	95,400	12	15,900
		40,000	72	2,880,000	20	1	144,000	2	72,000	12	12,000
		27,000	72	1,944,000	20	1	97,200	2	48,600	12	8,100
	自宅外	63,000	72	4,536,000	20	1	226,800	2	113,400	12	18,900
		48,000	72	3,456,000	20	1	172,800	2	86,400	12	14,400
		32,000	72	2,304,000	20	1	115,200	2	57,600	12	9,600

私立の短期大学・専修学校専門課程

貸与 年数 (年)	通学	貸 与			返 還						
		貸与 月額(円)	貸与 月数(月)	貸与 総額(円)	返還年数 (年)	年賦		半年賦		月賦	
						年間の 返還回数 (回)	返還年額 (円)	年間の 返還回数 (回)	1回あたりの 返還額 (円)	年間の 返還回数 (回)	返還月額 (円)※2
1	自宅	52,000	12	624,000	4	1	156,000	2	78,000	12	13,000
		39,000	12	468,000	4	1	117,000	2	58,500	12	9,750
		26,000	12	312,000	4	1	78,000	2	39,000	12	6,500
	自宅外	59,000	12	708,000	4	1	177,000	2	88,500	12	14,750
		45,000	12	540,000	4	1	135,000	2	67,500	12	11,250
		30,000	12	360,000	4	1	90,000	2	45,000	12	7,500
2	自宅	52,000	24	1,248,000	8	1	156,000	2	78,000	12	13,000
		39,000	24	936,000	8	1	117,000	2	58,500	12	9,750
		26,000	24	624,000	8	1	78,000	2	39,000	12	6,500
	自宅外	59,000	24	1,416,000	8	1	177,000	2	88,500	12	14,750
		45,000	24	1,080,000	8	1	135,000	2	67,500	12	11,250
		30,000	24	720,000	8	1	90,000	2	45,000	12	7,500
3	自宅	52,000	36	1,872,000	12	1	156,000	2	78,000	12	13,000
		39,000	36	1,404,000	12	1	117,000	2	58,500	12	9,750
		26,000	36	936,000	12	1	78,000	2	39,000	12	6,500
	自宅外	59,000	36	2,124,000	12	1	177,000	2	88,500	12	14,750
		45,000	36	1,620,000	12	1	135,000	2	67,500	12	11,250
		30,000	36	1,080,000	12	1	90,000	2	45,000	12	7,500

※1 貸与年数は、在学する学校の修業年限の範囲内です。

※2 返還年数は、貸与期間の4倍(その期間が20年を超える場合は、20年)の期間内で(借用証書作成時に)選択できます。

※3 返還月額欄の、100円未満の額については、切り捨てて最終月で調整します。

育英資金申請書・育英資金貸与申請願
記入例及び様式

記入例

育英資金貸与申請書

- 黒の太枠内を黒又は青の消えないインクのボールペン等で記入してください。消えるインクのペンは受け付けできません。
- 誤りは、修正液を使わず二重線を引き訂正しその上に押印してください。

生徒本人、保護者が自筆で記入してください。

1 申請者の氏名、住所、連絡先等		学 校 1 宮崎県立育英大学教育学部	申 請 令和4年4月〇日
氏 名 (自署)	(ふりがな いくえい きくら) 育英 桜	電話番号	000-0000-0000
住 所	〒000-0000 〇〇市〇〇町大字〇〇番地〇	携帯電話 番 号	— —
2 親権者全員の氏名、住所、連絡先等			
※ 一般に父母それぞれに親権があり、未成年の場合、同意確認のため両名の署名が必要となります。 事情により親権者が一人又は未成年後見人の場合は、親権者①の署名欄に記入してください。 なお、親権者①は、貸与が決定した場合に、原則、第一連帯保証人となります。			
親権者①		親権者②	
氏 名 (自署)	育英 育	育英 英	
住 所	(申請者の□父 □母 □その他()) 〒 — — 同上	(申請者の□父 □母 □その他()) 〒 — — 同上	
電話番号	— — — — —	— — — — —	
携帯電話番号	000-0000-0000	000-0000-0000	
3 申請内容欄		採用の種類 (□ 予約採用 □ 在学採用 □ 緊急採用)	
希望する育英資金の種類		□ 一般育英資金 □ へき地育英資金	
希望貸与月額 (裏面6参照)		44,000 円 (□自宅通学 □自宅外通学)	
貸与期間		令和4年4月から 令和8年3月まで	
家族の状況		宮崎県教育委員会確認欄	
氏名 (続柄)	所 属 (勤務先・学校名等)	同居・別居の別	就学者の場合選択
① 育英 桜 (本人)	育英大学教育学部1年	□同居 □別居	□国公立 □私立
② 育英 育 (父)	〇〇〇食堂	□同居 □別居	□国公立 □私立
③ 育英 英 (母)	(株)〇〇	□同居 □別居	□国公立 □私立
④ 育英 育 (兄)	〇〇株式会社	□同居 □別居	□国公立 □私立
⑤ 育英 心 (妹)	〇市立〇〇中2年	□同居 □別居	□国公立 □私立
⑥ 育英 学 (弟)	未就学児	□同居 □別居	□国公立 □私立
⑦ ()		□同居 □別居	□国公立 □私立
		小計	
特記事項 該当するものを チェック (✓)を入れる	☒ 就学者・未就学児がいる (就学者・未就学児の数 3 人) ☐ ひとり親家庭である ☐ 主たる生計維持者が別居している ☐ 長期に療養を必要とする人がいる ☐ 障がいのある家族がいる (障がいのある家族 人) ☐ 火災・風水害又は盗難等の被害を受けた ☐ その他事情 父が経営する食堂が新型コロナウイルス感染症の影響を受け大変厳しい状況にある。		
		合計	合計
収入基準額 (万円)		認定所得金額 (所得金額-特別控除額) (万円)	

4

5 認 欄	育英資金の制度内容と、裏面の重要事項について確認しました。
☒	借りるのは申請者(生徒)本人であり、返すのも申請者本人であることを、十分に理解しました。
☒	借りるのは申請者本人であり、返すのも申請者本人であることを、十分に理解しました。
☒	借りる金額、
☒	借りる目的は申請にあたり、制度内容や貸与申請書裏面の記載事項を確認し、確認欄に✓を入れてください。
☒	借りる申請者
☒	育英資金以外の修学支援制度について調べた上で、返還が必要な当制度を申請をしました。

記入要領

1	学校名	在学している学校、学部・学科名を記入してください。
	申請日	学校への提出日を記入してください。
2	申請者の氏名、住所、連絡先等	申請者本人が、枠内を自分で記入（自署）してください。 ※住所は、自宅外通学の場合、寮や下宿の住所を記入してください。
	父母の氏名、住所、連絡先等	申請者の父母が自分で記入（自署）してください。 ※ 申請者の生計を主として維持している方が宮崎県在住であることが必要です。 ※ 住所は、申請者住所と同じ場合は、「同上」で構いません。
3	希望する育英資金の種類	一般育英資金をチェック（✓）してください。
	希望貸与月額	希望する貸与月額を記入し、自宅通学・自宅外通学の別をチェック（✓）してください。 当募集要項 1 ページの一覧から選択してください。
	貸与期間	卒業予定（貸与終了）の年月を記入してください。
4	家族の状況	同一生計の家族の氏名、続柄、所属を記入し、就学者がいる場合は、所属欄に在学している学校の正式名称を記入、学校種別（国公立・私立）、同居・別居の別を必ず選択（☑）してください（学校種別、同居・別居の別が特別控除額に影響する場合があります）。
	特記事項	該当する□に✓を入れてください。 なお、特記事項によっては、特別控除額の算定のために添付資料が必要な場合があります（2 ページ参照）。 その他の事情がある場合は〔 〕内に記入してください。
5	確認欄	育英資金の利用には、育英資金制度の理解が重要です。 当募集要項及び貸与申請書裏面を申請者（親権者含む）がよく読んで理解し、確認し、それぞれの□にチェック（✓）を入れてください。

記入例 「育英資金貸与申請願」 (本人記入用)

学校名 県立宮崎育英大学 (学年: 1 年)

氏 名 宮崎 育英

宮崎県育英資金の申請にあたり、あなたが考えていることを記入してください。

1. あなたの勉学意欲について、自己評価してください(該当するものに○を付けてください)。

1 高い 2 やや高い 3 やや低い 4 低い

上記自己評価について説明を記入してください。

※ 苦手な科目であったが、特に意欲的に取り組んだ結果得意科目となった事例や、現在特に力を入れて取り組んでいる科目のことなどを踏まえて、評価の説明を記入

(例) 英語に苦手意識があったが、第2外国語のフランス語を選択してからは英語に対する理解も深まった。

2. 学校生活(学習面、部活動、その他の活動)について、どのような目標や計画を持っていますか。

※ 大学等で学びたいこと

※ 特に力を入れていきたいこと、取りたい資格、地域で参加している活動 など

(例) グローバルな人材として国際社会で活動するために、国際交流のボランティアに参加し視野を広げたい。

(例) 様々なプログラミング言語に挑戦し、気鋭のスタートアップ企業でインターンを獲得したい。。

3. あなたの将来について、現時点で希望している進路や目標を記入してください。

※ 卒業後に進みたい進路

※ 将来やりたいこと、職業

(例) 将来は臨床心理士になりたいので、大学院に進学したい。

4. 現時点であなたが考えている育英資金の返還計画を記入してください。

※ 募集要項4頁を参照してください。

(例) 大学卒業後、大学院に進学する予定なので、2年間、返還先のはしの手続きをし、就職後の令和〇年4月から返還開始予定。

(返還期間の予定) 令和6年10月から令和22年9月まで

(返還猶予の予定) ☒ あり ☐ なし

※ 申請書と一緒に学校へ提出してください。

宮崎県育英資金貸与条例及び宮崎県育英資金貸与条例施行規則第3条の規定により、育英資金の貸与を受けたいので、下記のとおり申請します。

						学 校 名		(部科)										
1 申請者の氏名、住所、連絡先等							申 請 日		令和4年 月 日									
ふりがな 氏 名 (自署)							電話番号		— —									
住 所		〒 —					携帯電話番 号		— —									
2 親権者全員の氏名、住所、連絡先等																		
※ 一般に父母それぞれに親権があり、未成年の場合、同意確認のため両名の署名が必要となります。 事情により親権者が一人又は未成年後見人の場合は、親権者①の署名欄に記入してください。																		
なお、親権者①は、貸与が決定した場合に、原則、第一連帯保証人となります。																		
		親権者①							親権者②									
ふりがな 氏 名 (自署)		(申請者の□父 □母 □その他())							(申請者の□父 □母 □その他())									
住 所		〒 —							〒 —									
電話番号		— —							— —									
携帯電話番号		— —							— —									
3 申請内容欄							採用の種類 (☒ 予約採用 ☒ 在学採用 ☒ 緊急採用)											
希望する育英資金の種類							☐ 一般育英資金 ☒ 日本育英会 育英資金											
希望貸与月額(裏面6参照)							円 (☐ 自宅通学 ☐ 自宅外通学)											
貸与期間							年間 (令和4年4月 ~ 年 月)											
家族の状況							宮崎県教育委員会確認欄											
氏名(続柄)			所 属 (勤務先・学校名等)		同居・別居 の 別		就学者の 場合選択		所得金額				特別控除額					
① (本人)					☐ 同居 ☐ 別居		☐ 国公立 ☐ 私立											
② ()					☐ 同居 ☐ 別居		☐ 国公立 ☐ 私立											
③ ()					☐ 同居 ☐ 別居		☐ 国公立 ☐ 私立											
④ ()					☐ 同居 ☐ 別居		☐ 国公立 ☐ 私立											
⑤ ()					☐ 同居 ☐ 別居		☐ 国公立 ☐ 私立											
⑥ ()					☐ 同居 ☐ 別居		☐ 国公立 ☐ 私立											
⑦ ()					☐ 同居 ☐ 別居		☐ 国公立 ☐ 私立											
														小計				
特記事項 該当するもの にチェック (✓)を入れる			☐ 就学者・未就学児がいる(就学者・未就学児の数 人)															
			☐ ひとり親家庭である															
			☐ 主たる生計維持者が別居している															
			☐ 長期に療養を必要とする人がいる															
			☐ 障がいのある家族がいる(障がいのある家族 人)															
			☐ 火災・風水害又は盗難等の被害を受けた															
			☐ その他事情 []									合計						
												合計						

世帯人数 (人) 収入基準額 (万円) 認定所得金額(所得金額-特別控除額) () 万円

☐ 育英資金の制度内容と、裏面の重要事項について確認しました。

☐ 借りるのは申請者（生徒）本人であり、返すのも申請者本人であることを、十分に理解しました。

☐ 借りるのは申請者であるが、連帯保証人も同等の債務を負うことを理解しました。

☐ 借りる金額、返す金額について確認をし、話し合いをしました。

☐ 借りる目的は、申請者の修学（学資）のためであることを理解し、必要性について認識の共有をしました。

☐ 借りる申請者本人が、借りた後、何歳までお金を返し続けなければならないか、理解しました。

☐ 育英資金以外の修学支援制度について調べた上で、返還が必要な当制度を申請をしました。

(1) 太枠内を消えないインクのペンで記入してください。また、□は該当するものを選択し、✓を入れてください。

(2) 申請者と親権者が、それぞれ自筆で記入し、押印欄は、それぞれ異なる印影の印鑑で押印してください。

5 重要事項

- (1) 貸与が決定した場合は、県教育委員会が定める期日までに育英資金借用証書等の必要書類を速やかに提出すること。
この場合、育英資金借用証書には、申請者及び2人の連帯保証人の連署が必要となること。
- (2) 申請者が貸与を受けた場合に、貸与が終了した後、育英資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数分について、宮崎県育英資金貸与条例に定める延滞利息を支払うことになること。
- (3) 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担すること。
- (4) 申請者及び連帯保証人は、育英資金の貸与又は返還のために必要があるときに宮崎県教育委員会が申請者及び連帯保証人の住所、居所、勤務先、収入等について行う調査に対し、回答する必要があること。
- (5) 前項の調査に対し、回答をしない場合は、貸与期間中に貸与を停止される場合や、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求される場合があること。
- (6) 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求及び連帯保証人の1人が行う債務の承認は、育英資金の貸与を受けた者及び他の連帯保証人に対してもその効力を生ずること。

6 貸与月額一覧表

高等学校（特別支援学校高等部、中等教育学校後期課程を含む）・専修学校高等課程・高等専門学校

貸与月額一覧 (単位:円)

	一般育英資金	へき地育英資金
国公立・自宅通学	18,000	27,000
	14,000	21,000
	9,000	14,000
国公立・自宅外通学	23,000	38,000
	18,000	29,000
	12,000	19,000
私立・自宅通学	30,000	34,000
	23,000	26,000
	15,000	17,000
私立・自宅外通学	35,000	45,000
	27,000	34,000
	18,000	23,000

大学・短大・専修学校専門課程

貸与月額一覧 (単位:円)

	大学	短期大学 専修学校専門課程
国公立・自宅通学	44,000	44,000
	33,000	33,000
	22,000	22,000
国公立・自宅外通学	50,000	50,000
	38,000	38,000
	25,000	25,000
私立・自宅通学	53,000	52,000
	40,000	39,000
	27,000	26,000
私立・自宅外通学	63,000	59,000
	48,000	45,000
	32,000	30,000

返還目安額の例（返還期間最大、返還方法月賦の場合）

高等学校（特別支援学校高等部及び中等教育学校後期課程を含む）・専修学校高等課程・高等専門学校

(単位:円)

一般育英資金	貸与月額	3年間利用時の総額	毎月の返還目安額	返還期間
国公立・自宅通学	18,000	648,000	4,500	12年 (返還開始年に18歳の 場合30歳の年まで)
国公立・自宅外通学	23,000	828,000	5,750	
私立・自宅通学	30,000	1,080,000	7,500	
私立・自宅外通学	35,000	1,260,000	8,750	

大学

(単位:円)

	貸与月額	4年間利用時の総額	毎月の返還目安額	返還期間
国公立・自宅通学	44,000	2,112,000	11,000	16年 (返還開始年に22歳の 場合38歳の年まで)
国公立・自宅外通学	50,000	2,400,000	12,500	
私立・自宅通学	53,000	2,544,000	13,250	
私立・自宅外通学	63,000	3,024,000	15,750	

※ 100円未満の端数は調整が入ります。

「育英資金貸与申請願」(本人記入用)

学校名 _____ (学年 : _____ 年)

氏 名 _____

宮崎県育英資金の申請にあたり、あなたが考えていることを記入してください。

1. あなたの勉学意欲について、自己評価してください(該当するものに○を付けてください)。

1 高い 2 やや高い 3 やや低い 4 低い

上記自己評価について説明を記入してください。

2. 学校生活(学習面、部活動、その他の活動)について、どのような目標や計画を持っていますか。

3. あなたの将来について、現時点で希望している進路や目標を記入してください。

4. 現時点であなたが考えている育英資金の返還計画を記入してください。

※ 募集要項4頁を参照してください。

(返還期間の予定) 令和 年 月から令和 年 月まで
(返還猶予の予定) ☐ あり ☐ なし

※ 申請書と一緒に学校へ提出してください。